

番 号 : 19a00155

国 名 : ミャンマー

担 当 : 地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

案件名 : 災害対応能力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト終了時評価調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年7月中旬から2019年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数 :     準備期間     現地業務期間     整理期間  
                  5日                   23日                   5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2019年6月26日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き) ([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月16日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	SATREPSに係る各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全世界
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

特になし。ただし、本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマーにおいては、風水害が多く発生しており、2008年のサイクロン・ナルギスによりヤンゴンやイラワジデルタで洪水が発生した他、2010年及び2011年にバゴー川流域、2013年にミャンマー南東部の4州で大規模な洪水が発生した。また、国内に活断層が複数存在し、ヤンゴン、マンダレー、首都ネピドーなどの主要都市がザガイン断層上または近傍に位置する。

ミャンマーは、近年の民主化の動きを受けて経済活動が活発化しており、今後の成長が期待されているが、急激な国土開発、都市開発に伴う都市人口の拡大と産業・居住空間の拡大により、災害リスクの増大が懸念されている。

現在の社会基盤施設では災害抑止が困難である他、災害への備えを行う体制、人材、情報などが十分に整っていない。また、総合的な災害対応能力の強化のためには、産学官の緊密な連携が必要であるが、現状においては産学官それぞれの取組が十分でない上、産学官の連携がなされておらず、防災対応能力の強化に支障を及ぼしている。

かかる状況を受け、ミャンマーの安全な都市の形成を通じて安定的な経済成長に貢献すべく、同国の災害対応力を強化するシステムの開発及びそれを実現するための産学官の連携プラットフォームの構築を目的とした「ミャンマーの災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト」(地球規模課題対応国際科学技術協力 (Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development : SATREPS)) が要請され、日本側共同研究機関を東京大学生産技術研究所、ミャンマー側共同研究機関をヤンゴン工科大学として、2015年4月から2020年4月(計60ヶ月)に亘り実施されている。今般、プロジェクト終了を2020年4月に控え、プロジェクトの評価及び提言や教訓を導出するため、終了時評価調査を実施することとなった。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及びSATREPSの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく終了時評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、他団員の作業を含めた全体作業の取り纏めへの協力を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては以下のウェブサイトを

参照のこと。

JICA 事業評価 : <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年7月下旬~8月下旬)

- ア) 既存の文献、報告書等(進捗報告書、合同調整会議事録、活動実績資料、モニタリングシート等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- イ) 相手国との間で合意済の最新版の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で購入、検証すべき情報を整理する。
- ウ) 調査団内の検討を踏まえた評価グリッド(案)にもとづき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他相手国側関係機関等)に対する質問票(和文・英文)を作成し、プロジェクト関係者に送付して、回答を求める。
- エ) 上記を通じて得られた範囲の回答や情報に基づき、現地業務計画を作成する。
- オ) 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- カ) 対処方針会議等の派遣前の JICA との打ち合わせに参加する。

(2) 現地派遣期間 (2019年9月上旬~10月上旬)

- ア) JICA ミャンマー事務所等との打合せ・協議に参加する。
- イ) プロジェクト関係者(ミャンマー側関係者、プロジェクト専門家)に対して、JICA の評価手法について説明を行う。
- ウ) ミャンマー側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行う。ヒアリング結果は議事録としてまとめ逐次 JICA 関係者へ共有する。
- エ) プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・活動プロセス等に関する情報・データの収集、整理を行う。
- オ) 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- カ) 国内準備作業並びに上記ウ) からオ) で得られた結果をもとに、他団員及び相手国 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- キ) 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ク) 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ケ) 担当分野に係る現地調査結果を取りまとめ、JICA ミャンマー事務所等に報告する。担当分野とは、評価の方法、プロジェクトの実績、評価結果(5項目ごとの評価と結論)、及び提言と教訓(案)を指す。
- コ) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。

- (3) 帰国後整理期間（2019年10月上旬～11月上旬）
- ア）（開催されれば）帰国報告会に出席し担当分野に係る調査結果の報告を行う。
  - イ）担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)（和文）の作成に協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。A4版タイプ打、両面コピー及び簡易製本を1部及び電子データを提出すること。

- (1) 評価グリッド(案)（和文・英文）、質問票(案)（和文・英文）
- (2) 担当分野にかかる終了時評価報告書(案)（和文・英文）及び評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）  
航空経路は、成田/羽田-ヤンゴン-成田/羽田を標準とします。
- (2) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書「様式（単独型・不課税化対象案件用）」を用いて積算してください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

ア) 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年9月10日～2019年10月2日を予定しています。ただし現地調査日程は先方C/P機関等の都合により1週間程度前後する可能性があります。

また調査に関してはコンサルタント単独もしくはJICAの調査団員と一緒にヤンゴン（C/P機関所在地）、ネピドー（上位機関の教育省所在地）及びプロジェクトサイト（バゴー市等）を調査対象地とする予定です。

本業務従事者は、JICAの調査団員に10日程度先行して現地調査を開始する予定です。またJICAの調査団員が現地入りした後は、本プロジェクトの検討にかかる協議に参加して取りまとめに協力します。

イ) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ① 総括（JICA）
- ② 評価企画（JICA）
- ③ 研究主幹（JST）
- ④ オブザーバー（JST）

⑤ 評価分析（本コンサルタント）

ウ) 便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舎手配

あり（下記（3）安全管理も参照のこと）

③ 車両借上げ、国内航空券手配

全行程に対する移動車両の提供及び現地国内航空券手配（車両についてJICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

④ 通訳備上

ミャンマー語通訳（英・ミャンマー）を必要に応じて手配します。

\*プロジェクトスタッフを想定

⑤ 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じてアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

ア) 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チーム（TEL:03-5226-9577）で配布します。

- ・ R/D
- ・ 詳細計画策定結果
- ・ 各期モニタリングシート
- ・ 中間レビュー（2017.10）時のミニッツ

以下については公開資料となりますのでウェブサイトで確認ください。

- ・ 事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1400745\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400745_1_s.pdf)

イ) 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

① 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

② 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注

後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務の提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上